

自動車による食品営業を始められる方へ

- ・営業許可申請は、仕込み場所の所在地又は主たる営業場所を管轄する保健所で行って下さい。
- ・許可業種は、自動車飲食店営業、自動車魚介類販売業、自動車食肉処理業です。
- ・許可は、奈良市を除く県内一円で有効です。

申請手順

①許可申請書類の準備

申請に必要な書類など（下記）をご準備下さい。
申請当日は、営業車の施設検査を行いますので営業車でお越し下さい。

②保健所へ書類を提出

申請の際に必要な書類

- ★営業許可申請書
- ★食品衛生責任者*の資格を証するもの
- ★申請手数料 奈良県収入証紙で納入。
業種により異なりますので、お問い合わせください。
- ★営業車の平面図
- ★自動車検査証
- ★水質検査成績表(水道水以外を使用する場合)
- ★営業を譲り受けた場合はそのことを証する書類

*食品衛生責任者：施設において食中毒や食品衛生法違反を起こさないように、食品衛生上の管理運営を行う人のことです。
施設ごとに設置する必要があります。

③営業車の施設検査

書類確認後、保健所の監視員が営業車の検査を行います。
設備や器具が基準に満たしていると営業することができます。
基準を満たしていない場合は営業できませんのでご注意ください。

④営業許可証交付・掲示

営業車の検査完了後、「営業許可証」交付の日を指示しますので、
後日、保健所窓口にてお受け取りください。
営業許可証は施設内に掲示してください。

食品衛生責任者の要件について

- A 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者などの資格を有する者
- B 知事が指定する食品衛生責任者講習会を受講した者
→奈良県食品衛生協会が各地区毎に実施。要予約。
- C 他府県で食品衛生責任者講習会を受講した者
- D 食品衛生管理者又は食品衛生監視員になることのできる資格を有する者

営業施設基準（県条例別表第1、別表第2、細則別表第3より抜粋・要約）

◎共通基準

- 適切な広さを有し、食品等を取り扱うことを目的としない室または場所と区画されていること
- 床面、内壁及び天井は清掃等が容易な構造・材料で作られていること
- 必要な照度を確保できる照明設備を有すること
- 換気が適切にできる構造又は設備を有すること
- 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること
- 飲用に適する水を供給することができる給水タンク及び廃水タンクを設けること
- 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること
- 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること
- 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等を行う設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること
- 作業場を清掃するための専用の清掃用具を必要数備えること
- ほこり、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備を有すること
- ねずみ及び昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること
- 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること

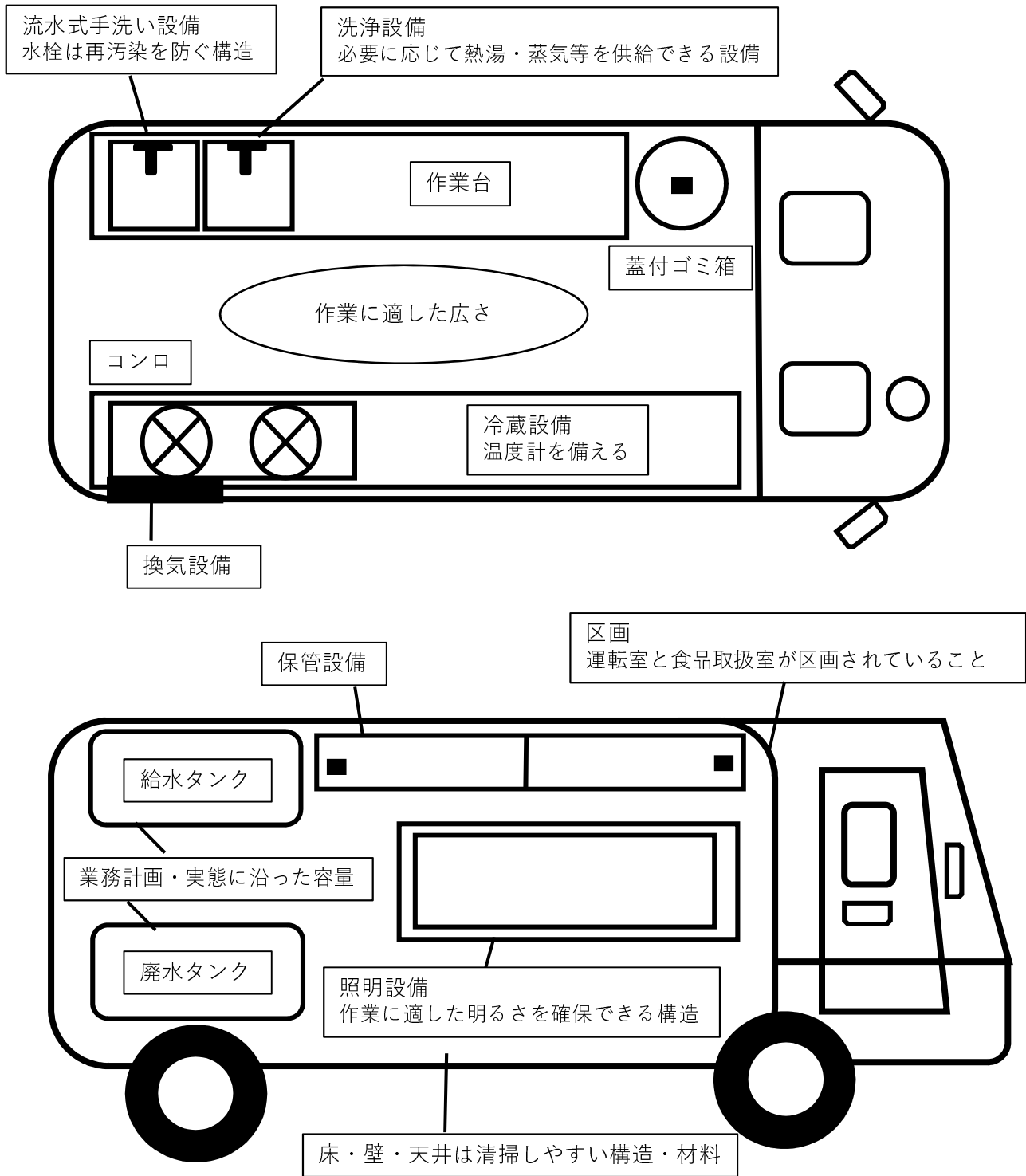
上記の他、業態に応じた施設基準があります。

◎給水・廃水タンクの容量

業務計画・業務実態に沿った容量のタンクを設置いただく必要があります。
下記のタンク容量は目安です。詳しくは、保健所にご相談ください。

業種	食品等の取扱	給水・廃水 タンク容量
自動車 飲食店営業	簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行う、又は単一品目のみを取り扱う。使い捨て食器を使用する。	約40リットル
	大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理を行う、又は複数品目を取り扱う。使い捨て食器を使用する。	約80リットル
	大量の水を要する調理を行う、複数工程からなる調理を行う。通常の食器を使用する。	約200リットル
自動車 魚介類販売業	処理を伴わない非包装魚介類の販売を行う。	約40リットル
	鮮魚介類の簡易な処理（頭部除去、3枚おろし等）及び生食用鮮魚介類の調製を伴う販売を行う。（大量の水を要しない）	約80リットル
	鮮魚介類の簡易な処理（頭部除去、3枚おろし等）及び生食用鮮魚介類の調製を伴う販売を行う。（大量の水を要する）	約200リットル
自動車 食肉処理業	野生鳥獣の生体又はとたい及び食肉の処理を行う。	約100リットル （鹿又はいのししを処理する場合の成獣1頭当たり）

◎営業車の平面図（サンプル図）



営業許可申請の手続き

仕込み場所の所在地又は主たる営業場所を管轄する保健所で手続き・相談を行ってください。

【問い合わせ先】

- | | | |
|--------|-------------------------|-------------------|
| 中和保健所 | 橿原市常盤町605-5 (橿原総合庁舎内) | 0744-48-3031/3032 |
| 郡山保健所 | 大和郡山市満願寺町60-1 (郡山総合庁舎内) | 0743-51-0192 |
| 吉野保健所 | 吉野郡下市町新住15-3 | 0747-52-0551 |
| 内吉野保健所 | 五條市本町3-1-13 | 0747-22-3051 |

※奈良市内で営業する場合は、奈良市保健所（0742-93-8395）